

# 利用契約書

介護予防通所介護相当サービス

社会福祉法人賛育会

豊野中央デイサービスセンター

## 介護予防通所介護相当サービス契約書

\_\_\_\_\_様（以下「利用者」という。）と社会福祉法人賛育会豊野中央デイサービスセンター（以下「事業者」という。）は、事業者が利用者に対して行う介護予防通所介護相当サービス（以下「事業」という）について、次のとおり契約します。

### 第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法令等の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、要介護状態にならないようその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように適正な介護またはサービス（以下「サービス」という）を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービス等に対する料金を支払います。

### 第2条（契約期間）

- 1 この契約の期間は、契約締結の日から利用者の介護予防サービス計画において定めるサービス利用期間の終了日までとします。
- 2 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

### 第3条（通所型個別サービス計画）

事業者は、地域包括支援センターが利用者の心身の状況、その置かれている環境、希望等を勘案して作成する「通所型個別サービス計画」または「介護予防ケアマネジメント」に沿って「通所型個別サービス計画」（以下「計画書」という）を作成します。

### 第4条（サービスの提供場所・内容）

- 1 サービスの提供場所は社会福祉法人賛育会豊野中央デイサービスセンターです。所在地及び設備の概要は「重要事項説明書」（以下「説明書」という）のとおりです。
- 2 事業者は、第3条に定めた計画書に沿って本事業のサービスを提供します。事業者は本事業のサービスの提供にあたり、その内容について利用者に説明します。
- 3 利用者は、サービスの内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に沿うようにします。

### 第5条（サービスの提供記録）

- 1 事業者は、サービスの提供記録を作成することとし、地域包括支援センターへ報告します。また、この契約の終了後5年間保管します。

- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に交付する第1項のサービスの提供記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービスの提供記録の複写物の交付を受けることができます。ただし、その場合には実費相当額を負担していただきます。

#### 第6条 (料金)

- 1 利用者は、サービスの対価として説明書に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月15日までに利用者へ送付します。
- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月末日までに支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行します。

#### 第7条 (料金の変更)

- 1 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用料金及び食費等の単価の変更（増額または減額）を申し入れることができます。
- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく説明書を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約書を解約することができます。

#### 第8条 (サービスの中止)

- 1 利用者は、事業者に対して、サービスの提供日の当日午前8時までに通知することにより、料金を負担することなく本事業の利用を中止することができます。
- 2 利用者がサービスの提供日の当日午前8時までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して説明書に定める計算方法により、料金の全部または一部を請求することができます。この場合の料金は第6条の他の料金の支払いと合わせて請求します。
- 3 事業者は、利用者の体調不良等の理由により、サービスの実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。この場合の取り扱いについては説明書に記載したとおりです。

#### 第9条 (契約の終了)

- 1 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することができます。但し、利用者の病気、急な入院などやむを得

ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
  - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
  - ② 事業者が守秘義務に反した場合
  - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
  - ④ 事業者が破産した場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
  - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合
  - ② 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院もしくは病気などにより、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
  - ③ 利用者またはその家族が事業者やサービス従事者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
  - ① 利用者の要介護認定等の区分が、非該当（自立）と認定された場合
  - ② 利用者が死亡した場合

#### 第10条（秘密保持）

- 1 事業者及び従事者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議などにおいて、利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議などにおいて、当該家族の個人情報を用いません。

#### 第11条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供に当たって故意または過失により利用者の生命・身体・

財産に損害を及ぼした場合、利用者に対してその損害を賠償します。

ただし、利用者に故意または過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償を減ずることができるものとします。

#### 第 12 条（緊急時の対応）

事業者は、現にサービスの提供を行っているときに、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治医または協力医療機関に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

#### 第 13 条（連携）

- 1 事業者は、本事業の提供にあたり、地域包括支援センター、介護支援専門員及び保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、この契約の内容が変更された場合またはこの契約が終了した場合は、その内容を記した書面の写しを速やかに介護予防支援事業所（地域包括支援センター）に送付します。なお、第 9 条第 2 項または第 3 項に基づいて解約通知する際は、事前に介護予防支援事業所に連絡します。

#### 第 14 条（相談・苦情対応）

事業者は、利用者またはその家族からの相談、苦情などに対応する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応し、サービスの向上及び改善に努めます。

#### 第 15 条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

#### 第 16 条（協議事項）

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ定めます。



## 個人情報使用同意書

私およびその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

### 記

#### 1. 使用する目的

- ① 事業者が、介護保険法に関する法令に従い、私の居宅サービス計画または介護予防サービス計画に基づき、指定居宅サービス等を円滑に実施するために行うサービス担当者会議等において必要な場合。
- ② 医療機関において、治療を円滑に実施するために必要な場合
- ③ 別紙に記載の個人情報の利用目的

#### 2. 使用にあたっての条件

- ① 個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には、関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- ② 本人および家族が、使用を特別に禁じた事項については公開しないこと。
- ③ 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容について記録しておくこと。

#### 3. 個人情報の内容

- ① 氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況その他一切の利用者や家族個人に関する情報。
- ② 要介護認定調査票、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）。
- ③ その他の情報

以 上

2003年 4月 1日施行

2018年 4月 1日最終改訂

年 月 日

豊野中央デイサービスセンター 様

利用者 氏名 \_\_\_\_\_ (印)  
(代筆者 )

家族（代理人） 氏名 \_\_\_\_\_ (印)  
(利用者との関係 )